

会 議 資 料

平成26年10月27日（月曜日）

平成26年度第3回
西脇市総合計画審議会

平成26年度西脇市総合計画審議会委員

(選出区分別 50音順)

選出区分	氏名	経歴・備考
民間各種団体を代表する者	おおくぼ けいじ 大久保 恵司	西脇市社会福祉協議会会長
	くろさき こうし 黒崎 晃史	西脇青年会議所理事長
	さいとう たきお 齋藤 太紀雄	西脇商工会議所会頭
	たけうち やすひこ 竹内 泰彦	西脇市連合区長会長
	やぶね たかし 藪根 隆	西脇市消防団長
学識経験を有する者	あさの りょういち 浅野 良一	兵庫教育大学大学院教授
市民を代表する者	おおにし すず 大西 すず	前教育委員
	にしむら まりこ 西村 萬里子	元合併協議会委員
	はせがわ としお 長谷川 俊雄	元合併協議会委員
	ふじい しほ 藤井 志帆	NPO法人白ゆり会
関係行政機関の職員	おだ ひろあき 尾田 博明	兵庫県北播磨県民局副局長
	よしだ たかし 吉田 孝司	西脇市副市長

事務局	おおまえ さとる 大前 悟	ふるさと創造部長
	ほそかわ きみひろ 細川 喜美博	ふるさと創造部企画政策課長
	はぎはら やすひさ 萩原 靖久	ふるさと創造部企画政策課課長補佐
	さわだ やすお 澤田 康生	ふるさと創造部企画政策課主任
	つつい けんさく 筒井 研策	総務部財政課長
	わたなべ かずき 渡辺 和樹	総務部財政課課長補佐

西脇市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者について、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 民間各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

新市まちづくり計画の改定（案）に係る 市民意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について

1 目的

市民生活に広く影響を与える新市まちづくり計画の改定に当たっては、市民の幅広い意見を反映させることが適当であると考え、新市まちづくり計画の改定（案）に対する意見を募集しました。

2 パブリックコメントとは

計画や条例など市の基本的な政策を決める場に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見を参考にして最終的な意思決定を行うものです。

3 意見募集の対象者

- (1) 本市の区域に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有すると実施機関が認めるもの

4 意見募集の期間

平成26年10月1日（水曜日）から平成26年10月20日（月曜日）まで

5 改定（案）の閲覧方法

- (1) 市のホームページ
- (2) 市役所「情報公開コーナー」での閲覧
※広報にしわき10月号において、意見募集の実施に関する記事を掲載

6 意見提出件数

0件

新市まちづくり計画の改定に係る答申について

第1回審議会において、市長から総合計画審議会に対し、新市まちづくり計画の改定について、諮問が行われました。

これを受け、第2回審議会で協議を行い、本日第3回目の審議会での最終協議を踏まえ、「西脇市新市まちづくり計画の改定案」を答申として市長に提出します。

答申に当たっては、改定案とともに、これまでの協議を踏まえ、留意事項等を取りまとめた「答申書」（※次ページ参照）を作成することとします。

<諮問書>

う～037
26. 6. 2

西脇市総合計画審議会会長 様

西脇市長 片山 象



西脇市新市まちづくり計画の改定について（諮問）

本市では、平成16年度に合併後のまちづくりの指針となる新市まちづくり計画を策定するとともに、平成19年度には総合計画を策定し、新・西脇市の一体性の確保や地域の個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上に向けた取組を推進してきました。

この間、わが国の人口は減少へと転じ、特に地方においては、加速する少子高齢化、長引く地域経済の低迷など、課題が山積している状況にあります。

合併市町村が発行が認められた合併特例債については、後年度に国から交付税として措置されるなど有利な財源ではありますが、行政課題への対応に当たっては、将来世代に過大な負担を残さないよう、適正かつ慎重に活用してきたところです。

このような中、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、合併特例債の起債期間が5年間延長されました。

これを踏まえ、合併特例債活用の前提となる新市まちづくり計画について、計画期間延長等の改定を行うことにより、社会情勢の変化や新たに発生する課題に対応するとともに、より効果的・効率的な市政推進を図りたいと考えております。

ついては、新市まちづくり計画の改定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

平成 年 月 日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市総合計画審議会
会 長 浅 野 良 一

西脇市新市まちづくり計画の改定について（答申）

平成26年6月2日付う～037で諮問のありましたみだしのことについて、本審議会において審議を重ねた結果、別添を新市まちづくり計画の改定案といたしましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、本審議会の審議過程で各委員から出された意見を十分に尊重し、本計画に定める将来像「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」の実現に努められるとともに、特に下記の事項に留意されるよう求めます。

記

- 1 合併特例債は、都市基盤整備に当たっての有利な財源となる一方で、起債（借入金）であることに十分留意し、今後予想される人口減少や財政状況などを踏まえ、真に必要な事業に活用すること。
- 2 施設整備や事業実施に当たっては、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に十分配慮するとともに、住民ニーズを把握するよう努めること。また、公共施設の適正配置については、全市的な観点から総合的に検討を行うこと。
- 3 施設整備等の財源については、国庫補助金等の活用を積極的に検討するとともに、一般財源の節減に努め、災害などの緊急、臨時的な支出に対しても対応できるよう財源の確保に努めること。
- 4 広く市民に影響を与える市役所本庁舎等の施設整備を検討する場
合においては、積極的な情報公開を図るよう特に留意し、行政情報
の見える化・共有化を推進するとともに、附属機関等を活用するな
ど、市民の意向を反映するように努めること。

項目名	変更前									変更後								
6-2 歳入・歳出	6-2 歳入・歳出									6-2 歳入・歳出								
	【歳入】 (単位：百万円)									【歳入】 (単位：百万円)								
	区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	区 分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)
	地 方 税	5,681	5,662	5,643	5,627	5,609	5,590	5,568	5,547	地 方 税	5,711	5,733	5,879	5,922	5,651	5,169	5,253	5,066
	地方譲与税・交付金	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	地方譲与税・交付金	1,264	1,433	992	935	904	886	826	755
	地 方 交 付 税	4,284	4,427	4,495	4,555	4,529	4,496	4,379	4,439	地 方 交 付 税 等	4,931	5,088	4,853	5,093	5,966	6,743	6,761	7,105
	分担金及び負担金	343	374	370	354	356	336	338	341	その他の収入	220	180	116	126	365	384	505	255
	使用料・手数料	405	405	405	405	405	405	405	405	歳計剰余金処分額	172	201	567	254	194	704	599	634
	国・県支出金	2,486	2,358	2,115	2,161	1,982	1,901	1,877	2,072	基金取崩額	500	0	0	150	0	0	0	0
	財産収入・寄附金	288	288	288	14	14	14	14	14	歳 入 合 計	12,798	12,635	12,407	12,480	13,080	13,886	13,944	13,815
	繰 入 金	750	748	1,079	524	605	423	201	179									
	諸 収 入	1,840	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,825	1,825									
	地 方 債	2,245	2,632	1,850	1,533	1,043	991	884	1,142									
	歳 入 合 計	19,347	19,749	19,100	18,028	17,398	17,011	16,516	16,989									
	区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度					区 分	平成25年度 (決算)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
	地 方 税	5,526	5,516	5,506					地 方 税	5,024	4,890	4,729	4,673	4,633	4,476	4,439	4,416	
	地方譲与税・交付金	1,025	1,025	1,025					地方譲与税・交付金	788	772	978	1,078	1,178	1,178	1,178	1,178	
	地 方 交 付 税	4,489	4,510	4,524					地 方 交 付 税 等	7,117	6,750	7,021	6,835	6,747	6,761	6,863	6,873	
	分担金及び負担金	343	346	349					その他の収入	852	637	428	424	425	425	425	426	
	使用料・手数料	405	405	405					歳計剰余金処分額	662	906	147	216	380	338	0	0	
	国・県支出金	2,138	2,131	1,948					基金取崩額	0	0	0	0	0	81	106	0	
	財産収入・寄附金	14	14	14					歳 入 合 計	14,443	13,955	13,303	13,226	13,363	13,259	13,011	12,893	
	繰 入 金	90	89	89														
	諸 収 入	1,825	1,820	1,820														
	地 方 債	1,642	1,615	884														
	歳 入 合 計	17,497	17,471	16,564														

項目名	変更前									変更後																					
	【歳出】 (単位：百万円)									【歳出】 (単位：百万円)																					
	区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	区	分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)											
	人	件	費	3,267	3,038	2,821	2,815	2,829	2,769	2,664	2,611	人	件	費	2,962	2,692	2,534	2,345	2,270	2,343	2,352	2,223									
	扶	助	費	1,997	2,018	2,039	2,060	2,082	2,103	2,125	2,147	扶	助	費	610	631	627	663	679	762	775	797									
	公	債	費	1,780	1,864	1,856	1,781	1,685	1,748	1,786	1,741	公	債	費	1,673	1,690	1,728	1,795	1,585	1,538	1,603	1,665									
	普	通	建	設	事	業	費	3,115	3,385	2,201	1,684	930	760	558	1,042	普	通	建	設	事	業	費	741	364	408	351	556	976	741	648	
	物	件	費	2,099	2,029	2,064	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	物	件	費	1,463	1,245	1,182	1,155	1,090	1,017	1,089	1,153									
	補	助	費	等	3,259	3,464	4,117	3,538	5,307	5,061	4,807	4,867	補	助	費	等	2,708	2,675	2,592	3,096	4,697	4,606	4,530	4,567							
	積	立	金	1	1	1	0	0	0	0	0	積	立	金	129	258	404	133	110	723	823	500									
	繰	出	金	2,473	2,594	2,645	2,748	1,163	1,168	1,174	1,179	繰	出	金	2,197	2,397	2,543	2,649	1,172	1,217	1,249	1,441									
	そ	の	他	の	支	出	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	そ	の	他	の	支	出	93	88	116	79	164	66	63	60					
	歳	出	合	計	19,347	19,749	19,100	18,028	17,398	17,011	16,516	16,989	歳	出	合	計	12,576	12,040	12,134	12,266	12,323	13,248	13,225	13,054							
	区	分	平成25年度	平成26年度	平成27年度							区	分	平成25年度 (決算)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度										
	人	件	費	2,560	2,544	2,438							人	件	費	2,104	2,174	2,098	2,073	2,073	2,070	2,067	2,071								
	扶	助	費	2,169	2,191	2,214							扶	助	費	822	893	902	911	920	929	938	947								
	公	債	費	1,654	1,632	1,520							公	債	費	1,625	1,741	1,741	1,662	1,646	1,648	1,623	1,677								
	普	通	建	設	事	業	費	1,114	1,068	490							普	通	建	設	事	業	費	834	1,031	944	933	925	1,211	1,141	937
	物	件	費	2,046	2,046	2,046							物	件	費	1,111	1,191	1,197	1,203	1,209	1,215	1,221	1,227								
	補	助	費	等	4,877	4,922	4,923							補	助	費	等	4,446	4,396	4,427	4,497	4,593	4,539	4,534	4,519						
	積	立	金	536	522	382							積	立	金	1,150	707	152	182	265	244	75	76								
	繰	出	金	1,185	1,190	1,195							繰	出	金	1,350	1,615	1,566	1,325	1,334	1,343	1,352	1,361								
	そ	の	他	の	支	出	1,356	1,356	1,356							そ	の	他	の	支	出	95	60	60	60	60	60	60			
	歳	出	合	計	17,497	17,471	16,564							歳	出	合	計	13,537	13,808	13,087	12,846	13,025	13,259	13,011	12,875						

今後の予定について

新市まちづくり計画の改定に関する今後の予定については、次のとおりです。

日程	内容
10月28日～11月中旬	○答申案を踏まえ、新市まちづくり計画の改定に係る議案を決定
11月27日～12月19日	○市議会において審議 (市議会において可決された場合)
12月下旬～1月上旬	○新「新市まちづくり計画」を兵庫県知事・総務大臣に提出